

豊橋市知的財産権取得事業費補助金の提出書類等について

提出書類は、出願1件につき1通を作成してください。

1. 申請書の添付書類（交付申請時）

- (1) 概要書（様式第2）
- (2) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの コピー可）
【個人事業主の場合】確定申告書の写し又は個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (3) 従業者数を証明する書類の写し
事業所別被保険者台帳照会の写し（3ヶ月以内のもの）※1
（雇用者がいない場合、法人は別途様式「従業者について（法人用）」を、個人事業主は「従業者について（個人事業主用）」を提出していただきます。）
- (4) 知的財産権取得に係る実績報告書（様式第3）
（金額は税抜きの額（ただし、消費税免税事業者及び簡易課税事業者は税込みの額）を記載してください。）
- (5) 経費の支払等を証明する書類の写し※2
- (6) 特許出願の願書の写し
- (7) 消費税納税対応状況申出書
- (8) 債権者登録申請書（市に口座情報の登録がない方）

※1 事業所別被保険者台帳照会の写し・・・ハローワークにて入手できます。

※2 経費の支払等を証明する書類の写しとして、下記書類を添付してください。

- ・請求書および領収書（発行元の押印があるもの）
領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
- ・預金通帳（該当箇所）のコピー
- ・現金自動預払機による振込時の利用明細のコピー
- ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）

2. 補助金の交付について（交付決定後）

補助金交付決定・確定通知書と一緒に請求書を送付しますので、請求書に必要事項を記入のうえ提出してください。

連絡先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL : 51-2425 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp